

第23期  
第4回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和5年9月25日(月) 午前11時00分開議  
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(11名)

- |           |           |          |
|-----------|-----------|----------|
| 1. 小口 修   | 2. 菅原 政敏  | 3. 小林喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子  | 5. 高橋 清吉  | 6. 小松 晴治 |
| 7. 児玉 匡樹  | 8. 新野 清   | 9. 樋口金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 |          |

農業委員会事務局

事務局長	大木 健一
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 3号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第4	議案第 11号	農地法第3条の規定による許可について
日程第5	議案第 12号	農用地の利用関係の調整に関する調整委員の指名について

**議 長 (会長 小林 孝次)**

ご参集大変ご苦労様でございます。

これより、第4回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

**大木事務局長** 議長。

**議 長** 大木事務局長。

**大木事務局長** ご説明申し上げます。【議事日程説明】

**議 長** 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行ないます。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、1番 小口修委員 9番 樋口金一郎委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

**議 長**

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第3号 「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より報告説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご報告いたします。

報告第3号 「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり報告する。

番号1

申出人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	1 1 5 5 m <sup>2</sup> 他1筆
申出内容		土地の売却あつせん
結	果	〇〇地区の認定農業者にあつせんを行ったが、管理及び経営上において農地を取得してまでの規模拡大は困難であるとの事であった。 以上の事から判断し、あつせんを打ち切ったもの。 他1件 報告は以上でございます。

**議 長**

報告が終わりました。

ここで、1番案件について調整委員の4番 衣袋則子委員よりあつせんの報告をお願いします。

**衣袋則子委員** 議長。

**議 長** 衣袋委員。

**衣袋則子委員** 1番案件についてご報告をいたします。

申出人 〇〇 〇〇氏よりあつせん希望のあった、農地2筆について、農地近隣の認定農業者へあつせんを行いました。いずれも農地を取得してまでの規模拡大は困難であるとのことでした。

以上のことから、あつせん成立の見込みがないものと判断し、あつせんを打ち切りました。

9月15日付であつせん顛末書を作成し、提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦労様でした。次に、2番案件について調整委員の8番 新野清委員よりあつせんの報告をお願いします。

**新野清委員** 議長。

**議 長** 新野委員。

**新野清委員** 2番案件についてご報告をいたします。

申出人 破産管財人 ○○ ○○氏よりあっせん希望のあった、農地13筆について、農地近隣の認定農業者へあっせんを行いました。いずれも農地を取得してまでの規模拡大は困難であるとのことでした。

以上のことから、あっせん成立の見込みがないものと判断し、あっせんを打ち切りました。

9月11日付であっせん顛末書を作成し、提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

## 議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第4 議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。

**川部事務局長補佐** ご説明いたします。

議案第11号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	長井市○○○○○○○	○○	○○
	譲渡人	静岡県浜松市○○○○○○○	○○	○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○
地	番	○○○○
地	目	田
地	積	2470㎡
契約の種類等		所有権の移転（売買）

対価(10a当り) ○○○○円  
他1件  
説明は以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。次に担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、7番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

**児玉匡樹委員** 議長。

**議 長** 児玉委員。

**児玉匡樹委員** 1番案件について調査のご報告をいたします。

9月20日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、軽トラック1台、トラクター2台、コンバイン1台、ブロードキャスター1台、田植機1台、乾燥機2台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人が50年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

**議 長**

ご苦勞様でした。つづいて2番案件について、6番 小松晴治委員よりお願いいたします。

**小松晴治委員** 議長。

**議 長** 小松委員。

**小松晴治委員** 2番案件について調査のご報告をいたします。

9月20日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は本人が24年の経験があり問題ないと思われます。

遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。  
取得する農地は確認しております。  
必要な農作業に常時従事すると認められます。  
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。  
以上、ご報告いたします。

## 議 長

ご苦勞様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。  
質疑討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますが  
ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件及び2番案件について、  
許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件及び2番案件について許可することに決しました。

日程第5 議案第12号「農用地の利用関係の調整に関する調査委員の指名  
について」を議題といたします。

なお、本案件は議事参与の制限に該当する案件がありますので、2回に分け  
て審議いたします。はじめに、議事参与の制限に該当する1番案件について審  
議を行います。ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、1  
0番 村上浩康委員の退室を求めます。

(村上浩康委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第12号「農用地の利用関係の調整に関する調査委員の指名について」  
農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づく農業委員会による農用  
地の利用関係の調整に関する手続き規定に基づき調整委員を氏名したので承認

を求める。

番号1

申出人 山形市〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇

土地の表示

所 在 大字〇〇〇〇〇〇

地 番 〇〇〇〇

地 目 田

地 積 492㎡

申出内容 土地の売却あつせん

指名した調整委員

村上 浩康 委員

鈴木 茂 推進委員

説明は、以上でございます。

**議 長**

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件については承認することに決しました。

ここで、10番 村上浩康委員の入室を求めます。

(村上浩康委員 入室)

次に、同じく議事参与の制限に該当する2番案件について審議を行います。

ここで白鷹町農業委員会会議規則第19条の規定に基づき、2番 菅原政敏委員及び8番 新野清委員の退室を求めます。

(菅原政敏委員・新野清委員 退室)

会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

**川部事務局長補佐** 議長。

**議 長** 川部補佐。



白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第4回白鷹町農業委員会  
総会の議事録に署名いたします。

令和5年9月25日

白鷹町農業委員会議長 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_

議事録署名委員 \_\_\_\_\_